

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の入札説明書に関する質問書（様式1-2）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	2	2.5	<p>「更新事業のうち、膜処理設備棟や場内配管等の設計、建設は、従来通りの発注方式（仕様発注）として別途発注する。」とありますが、別途発注の土木・建築工事について、発注から契約までの想定される期間をご教示下さい。</p>	<p>契約は、令和3年度第1四半期からを予定しており、土木、建築、外構の順により工事を実施します。</p>

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目				質問内容	回答
1	27	3.2. 2	(10)	4)		天日乾燥床の面積について、池数：3 池以上（打ち込み用、乾燥用、予備）とありますが、①記載されている算出式により求められる乾燥床面積Aの天日乾燥床が3 池以上必要ということでしょうか。それとも、②乾燥床面積Aの天日乾燥床を打ち込み用、乾燥用と分割して運用すれば良いとの理解でしょうか。	①のとおりです。
2	31	3.3. 2	(1)	コ		「既存施設から新浄水場への受電切替の際には、」とありますが、新浄水場へ機能移管した後に、既存施設は受電を休止するのでしょうか。休止する場合、高区配水池など一部既存を利用する負荷は新浄水場から敷地外道路を跨いでの配電となるのでしょうか。	高区配水池は引き続き使用するため、新浄水場とは別に受電します。
3	44	4.2	イ			「新浄水場の試運転時には稼働中の既設登別温泉浄水場へ与える影響を限りなく小さくし、配水に支障を及ぼさないものとする。」とあります。試運転期間中に発生した浄水（pHは表17程度、遊離残留塩素濃度はP21記載程度）を、既設浄水場の着水井に返送することは可能と理解します（既設浄水場への影響がない、あるいは影響が限りなく小さく配水に支障が無いと理解します）が、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。既設の施設に影響を及ぼさないと認められる場合は協議により可能とします。
4	45	4.3	(4)	エ		「試運転に必要となる薬品は、事業者負担とする。」とあります。試運転期間中において、新浄水場の浄水を既設浄水場の着水井に返送できる場合、それにより既設浄水場の薬品使用費が増加しても、その増加費用は事業者範囲外と考えますが、宜しいでしょうか。	着水井に返送する水が水質基準を満足している場合であれば、ご理解のとおりです。
5	51	5.3.3	(5)	5)	エ	膜薬品洗浄の排水処理時には計量証明が必要との回答がありましたが、採水場所、採水頻度は提案との認識で宜しいでしょうか	業務要求水準書を満足するように事業者提案をして下さい。
6	52	5.3. 3	(10)			貴市の『業務継続計画』をご提供願います。	登別市業務継続計画は、登別市のホームページで公表しています。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答
7	—	別紙 5	別紙 12	別紙 13	別紙5に記載されている小学校系統配水管と別紙12に記載されている黄緑色のφ75の配管、別紙13の小学校給水φ50の配管、別紙14の小学校系配水の配管は全て同一の小学校系統配管との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	—	別紙 12			別紙12に記載されている既設配管について、縦断図または、想定されている配管位置の地盤高が把握できる資料をご提示いただけないでしょうか。	参考資料として提供済みです。
9	—	別紙 12			別紙12の断面に関するCADデータをご提示いただけないでしょうか。	参考資料として提供済みです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	23	添付16-1 添付16-2 添付16-3	「現場代理人、監理技術者又は主任技術者の配置予定者及びそれらのものの資格証明書類。」とありますが、入札参加資格確認申請時点で技術者を確定できない場合、複数の資格者を予定者として添付しても良いと考えますが、宜しいでしょうか。 (契約着手日前の指定期限までには、候補者の中から選定します。)	配置予定者、各1名を記載して下さい。
2	46	様式3-8号	総括代理人について、想定されている役割をご教示だけないでしょうか。	事業契約書（案）第14条に示すとおりです。
3	84	様式3-46号	60年の事業費の大小はどの様に扱われますか。あくまで参考であるとの認識でよろしいでしょうか	落札者決定基準に示すとおりです。
4	84	様式3-46号	粉末活性炭は、業務要求水準書_表17に記載のあるジェオスミンを除去するために必要な注入率を設定しますが、その発生頻度は不定期と思われます。 ライフサイクルコスト（年間使用量）を算出するために、原水におけるジェオスミンの発生頻度（〇日／年や△時間／年等）の条件を御教示願います。	お見込みのとおり不定期ではありますが、降雨による発生は概ね4月から11月までを見込んでおり、参考資料等により事業者提案とします。
5	84	様式3-46号	ジェオスミン発生頻度等に条件が無い場合、ライフサイクルコスト（年間使用量）における粉末活性炭の使用量は、業務要求水準書_P24に記載のある「スラリー槽の確保容量は12時間以上とする」から、スラリー槽が空になるまで使い切る前提として、スラリー槽容量相当量／年として算出して宜しいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。
6	86	様式3-48号	関心表明書は添付書類として扱って宜しいでしょうか。	金融機関等の関心表明書は、技術提案書への記載を含めて添付できるものとします。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	1	第3条 5	<p>7月5日公表の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答No.3の回答で、「・・・代表企業の変更は認めません。なお出資比率の変更は市の承諾により可能です。」とあります。</p> <p>本事業の参加者（企業体構成員）は、設計企業、建設企業（機械）、建設企業（電気）と保守管理企業を含むものです。</p> <p>企業体において、設計企業が保守管理業務を担えない（保守管理企業の資格要件を有さない）場合で、設計建設期間と保守管理期間の企業体出資比率を変更した場合、保守管理業務期間の設計企業の企業体出資は無しで良いと理解しますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>設計建設企業が保守管理業務にも係わることを想定しているため出資は必要です。なお、最低出資比率は各業務の終了後において、市との協議によります。</p>
2	1	第3条 5	<p>7月5日公表の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答No.4の回答で、「・・・代表企業の変更は認めません。なお出資比率の変更は市の承諾により可能です。」とあります。</p> <p>各構成企業が複数の業務を担わない企業体（設計/建設(機械)/建設(電気)/保守管理の4社企業体）において、設計建設期間と保守管理業務期間の企業体出資比率を変更した場合、保守管理業務期間は保守管理企業の1社でも良いと理解しますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>最低出資比率については、No.1の回答をご参照ください。</p>
3	1	第3条 5	<p>7月5日公表の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答No.4の回答で、「・・・代表企業の変更は認めません。なお出資比率の変更は市の承諾により可能です。」とあります。</p> <p>共同企業体において、設計建設期間と保守管理業務期間で企業体出資比率を変更した場合、維持管理業務期間は必ずしも代表企業の出資比率は最大で無くとも良いと理解しますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答	
1	5	第11条	SPCを組成するに当り、下記の条文を追加するようお願いいたします。 「SPCは本事業対象業務の全部又は一部を業務受託企業に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合において、SPCは業務受託企業に委託又は請け負わせる契約において、業務受託企業として本契約に基づいて、SPCが負担するものと同水準以上の秘密保持契約を負わせるものとする。」	事業契約書（案）のとおりとします。	
2	9	第25条	2	「・・・土木建築工事に関する基本設計は・・・、設計管理業務は代表企業が行うものとする。」とありますが、管理を担う代表企業の担当者（総括代理人等）に要求される資格等要件は無いと理解しますが、宜しいでしょうか。	総括代理人の資格要件はありません。
3	13	第35条	建設後、貴組合の方で「公益社団法人 全国市有物件災害共済会建物総合損害共済」に加入されるとNo. 26にてご回答を受けております。受注者が加入する火災保険と重複して付保されていると考えますが、災害時には甲乙双方とも保険請求するという理解でよろしいでしょうか。	令和元年7月5日付け様式1-7に対する回答No. 26は、現在加入している保険を示しています。事業に必要な保険は事業者提案とします。	
4	14	第39条	3	「四半期」とは、1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の年4回の期を指し、前月の20日とは、前四半期末月の20日を指すということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	15	第42条	2	入札説明書6.1（4）の保守管理モニタリングは、本項の「書類検査及び現地検査」と同じものと考えて宜しいでしょうか。	入札説明書6.1（4）に示すとおりです。
6	15	第42条	2	モニタリングの手順や改善勧告等の詳細な手続き、改善勧告・減額措置に該当する事項等については、事業者選定後に詳細を協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	18	第54条	「事業契約書（案）に関する質問書」No. 36から38にて設計・建設業務期間及び保守管理業務期間の物価変動については、「物価指数等に基づき協議により決定する」とご回答を受けております。具体的な改定方法については、事業者選定後に詳細を協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
8	18	第54条	「事業契約書（案）に関する質問書」No.37にて物価変動は「国内企業物価指数等を想定している」と回答を受けておりますが、設計・建設業務と保守管理業務において各々想定されている指数がありましたらご教示ください。また各々の指数はいつの時点の指数を基準とし、どの様に改訂するかご教示ください。	No.7の回答をご参照ください。
9	26	第76条	No.46にて「技術提案書に記載した内容や要求水準を満足せず改善が図られない場合」保守管理業務対価が減額されるとご回答頂いております。一方、入札説明書6.2においては、「モニタリングを行った結果、業務要求水準書に定める要求水準等を満足することができないと判断した場合」改善措置の勧告や事業費の減額等の措置を行うと記載されております。従い、第42条による実施状況の確認、第43条による是正勧告を経て改善計画書を提出してもなお一定の期間改善されない場合、初めて減額対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、著しく性能未達の場合は、改善通告を経ずに減額する場合があります。